千葉市中央区選挙管理委員会告示第３９号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の２第２項の規定により読み替えて適用される同法第４８条の２第１項の規定により次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和７年７月３日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長　　増　田　昌　彦

指定した期日前投票所　蘇我コミュニティセンター　１階ロビー